

日本証券取引所の創立と活動（下）

小林 和子

要 旨

前々号（上）で日本証券取引所の創立までを、前号（中）で活動の前半を見た
が、本号（下）で戦時最終段階の活動を見る。その活動は戦時金融統制の一環に
強く組み込まれ、形式的には証券統制会に収斂すると共に、実質的には昭和19年
半ば以降非常事態への対応に追われ、株価安定策が最前面に出るに至った。とり
わけ20年7～8月には日本証券取引所自体による買い出動が激増し、証券取引所
経営としては大きな赤字を計上することになった。日本証券取引所は戦末に全国
市場取引を臨時停止したまま再開されることなく、戦後昭和22年4月に特別法で
解散した。

本論文では第一に日本証券取引所の成立、活動、解散までの全体像を描くこと
を心がけた。その歴史的評価としては、戦時国家が強く介入した市場運営の実験
が何を戦後市場に残したかを考えることになる。いうまでもなくそれは危機時の
株価安定策至上の思考方法で、株価維持による市場維持は戦後50年にわたり証券
業者、投資家、行政を含めて日本市場の底流をなした。市場の外形を重視する思
考方法は日証時代に深く関係者に埋め込まれたものといえるのではないか。

目 次

はじめに

I. 取引所制度改善論

II. 商品取引所の衰退

III. 太平洋戦争開戦前後の財政金融政策

IV. 日本証券取引所の創立——以上、（上）

前々号に掲載

V. 日本証券取引所の開所

VI. 売買取引仕法の変更

VII. 取引員業整備の実施

VIII. 日本証券取引所評議員会——以上、（中）
前号に掲載

IX. 金融統制団体令による統制化

1. 金融統制団体令

2. 日本証券取引所の全国金融統制会加入

3. 業態別統制会設立命令による取引員統制会の
設立

4. 証券統制会の設立

X. 市場の非常事態対応

1. 非常時証券対策
 2. 株式価格安定
 3. 清算取引の一時中止
 4. 大蔵省による市場の臨時休会措置
- XI. 日本証券取引所の出版物
1. 日本証券取引所統計月報
 2. 日本証券取引所調査月報
 3. 『経済新誌』及び『日本証券新聞』

- XII. 日本証券取引所の解散
1. 戦後市場改革への道程
 2. 日本証券取引所有価証券売買取引事業特別会計の閉鎖
 3. 日本証券取引所の解散等に関する法律
 4. 平和不動産株式会社の設立
- 結び—日本証券取引所の歴史的評価—以上、(下)本号に掲載 (完)

IX. 金融統制団体令による統制化

証券市場及びその参加者の一部、すなわち公社債関係はすでに日華事変期から臨時資金調整法あるいは有価証券引受業法などにより資金統制の制度に組み込まれていたが、市場全体が大きく金融統制の制度に包み込まれるのは大蔵省が監督庁となり、太平洋戦争が開始された後である。

1. 金融統制団体令

金融市場一般は太平洋戦争開戦前後から急速に統制色を強めた。昭和17年2月24日に日本銀行法が公布されて日本銀行が株式組織から出資組織に変更され(日本証券取引所組織の先例であり、モデルともなった)、実質的な管理通貨制度を法的に追認した⁹⁹⁾。続いて同年4月18日に戦時金融金庫が設立されたと同日に金融統制団体令が公布施行された¹⁰⁰⁾。内容は以下の通りである。

第1章 総則

第1条 国家総動員法第18条の規定に基づく金融事業(有価証券に関する事業を含む)の統制を目的とする団体についての

令

第2条 団体：全国金融統制会、業態別統制会、統制組合、地方金融協議会

第2章 全国金融統制会

第3条 国民経済の総力をもっとも有効に發揮させるため金融事業の機能の総合的發揮を図るに必要な指導統制、金融に関する国策の立案・遂行への協力

第5条 会員：日本銀行、業態別統制会、その他主務大臣が指定するもの

第12条 会長：日本銀行総裁

第3章 業態別金融統制会

第36条 当該金融事業の機能の一体的發揮を図るに必要な指導統制、国策遂行への協力

第4章 統制組合

第47条 一定地区内における当該金融事業の機能の一体的發揮を図るに必要な指導統制、国策遂行への協力

第5章 地方金融協議会

第58条 一定地区内における金融事業相互間の連絡調整を図るに必要な指導統制、国策遂行への協力

全国金融統制会は日本銀行と業態別統制会、および指定された複数の金融機関を以って原則構成され、業態別統制会は地区ごとに統制組合

を設け、さらにその地区ごとに異業態間の交流のために地方金融協議会を作る、という縦系列と横系列で組み合わせられた統制組織をなした。

4月23日には同令に基づき、金融9業態別統制会の設立が命じられ、5月中旬に設立された。

以下は当初の9統制会である。

勸業金融統制会（日本勸業銀行、農工銀行5行）

普通銀行統制会（三井・三菱等13行）

地方銀行統制会（上記13行以外の普通銀行159行）

貯蓄銀行統制会（69行）

信託統制会（21社）

生命保険統制会（26社）

無尽統制会（173社）

証券引受会社統制会（8社）

市街地信用組合統制会（290組合）

やや遅れて組合金融統制会が設立され、また横浜正金など特殊銀行6行、商工組合中央金庫など4金庫は個別に全国金融統制会の会員となり、短資業統制組合は直接に同会の指導を受けた。損害保険統制会は10月に設立された。主務大臣の指定した会員は6特別銀行（横浜正金、日本興業、北海道拓殖、朝鮮、朝鮮殖産、台湾）、4金庫（産業組合中央、恩給、庶民、戦時金融）である。金融事業はほぼ余すところなく統制化されたといつてよい。

証券関係では有価証券引受業法ですでに大蔵省の管轄下にあった証券引受会社協会が5月12日に証券引受会社統制会を設立し、同統制会に転換した。この時点では「金融事業」に含まれる「有価証券に関する事業」は証券引受会社のみであった。取引員に対してはかなり遅れて、前論文（中）のⅦ章に見たように昭和18年10月19日、取引員業整備実施要綱とともに取引員統

制組合結成要綱が発表された。9地区に設けられた統制組合は、たとえば日本証券取引所東京市場取引員組合は同年11月19日に東京取引員統制組合と改称し、第1種取引員組合委員長であった徳田昂平が理事長になった。全国金融統制会との関係は、明記されていないが、おそらくは短資業統制組合と同じく直接指導を受けたものと思われる。

2. 日本証券取引所の全国金融統制会加入

昭和19年5月29日、日本証券取引所は金融統制団体令の規定による全国金融統制会の会員として追加指定され¹⁰¹⁾、次いで同日各地の9取引員統制組合も業態別統制会の会員に指定された¹⁰²⁾。日本証券取引所の扱いは「業態別」ではなく、特別銀行や金庫と並ぶ固有名詞の「会員」である。全国金融統制会は本来は自律的な業種別統制団体であるが、中核には日本銀行が置かれ、当初から日本銀行の分身のような組織であった。その後戦局が苛烈化する過程で、両者の事業を截然と区分することは困難になり、従来統制会担当であった日本銀行考査局は昭和20年4月には統制局となって、全国金融統制会と完全に融合した¹⁰³⁾。同会の会員として先に指定された特別銀行・金庫に比して、歴史が格段に短く、会員追加指定時にいまだ設立後1年も経ていなかった日本証券取引所は、戦時金融機関性を持たされていたとはいえ日本銀行との業務上の関係も薄かった。そもそも資金吸収機能を持たないのであるから、全国金融統制会の会員に追加指定されたことには、積極的な意味合いはなかったといつてよい。金融機関の網羅的統制化を進めている最中に、おそらくは取引員統制組合の統制会結成を考えるに当たって、取引員が所属している当の日本証券取引所が統制

組織からもれていることに気づいたのではないか。

3. 業態別統制会設立命令による取引員統制会の設立

各地の取引員統制組合は金融統制団体令による業態別統制会の設立命令を受けて、昭和19年6月21日に取引員統制会を発足させ、全国金融統制会の傘下に入った¹⁰⁴⁾。取引員統制会の定款第1条は「日本証券取引所取引員の営む事業(有価証券引受業並にコール資金の貸借及びその媒介の事業を除く)の機能の一体的發揮を図るに必要な指導統制、国策遂行への協力」であり、すでに統制会あるいは統制組合を形成していた有価証券引受業と短資業は除かれた。昭和18年11月に設立された9統制組合が7ヶ月後に業態別統制会に転換したことは、ようやく取引員という業務が「金融業態」として把握されたものと考えておく。全国金融統制会との関係は、当然に業態別会員として明確に強力になったはずだが、実態としては個別統制組合への個別指導を一括したにすぎないのではなかったか。

業態別統制会の設立委員は各統制組合理事長であり、設立された同会の理事長は日証総裁の井坂孝であった。理事には副総裁の望月の他、東京・大阪・京都の取引員統制組合理事長が入った¹⁰⁵⁾。個別の統制組合ではなく業態別統制会に転換したことの意味はこうした役職者の構成にある。取引員統制会定款第8条に掲げられた事業は以下の通りである。

- 1 日本証券取引所取引員の為す有価証券市場に於ける売買取引その他其の営む事業に関する指導統制
- 2 日本証券取引所取引員の営む事業の整備

の促進

- 3 日本証券取引所取引員の営む事業の機能の増進
- 4 日本証券取引所取引員の営む事業と産業との関係の緊密化の促進
- 5 日本証券取引所取引員の営む事業に関する調査及び研究
- 6 他

日本において「証券取引所市場」なるものはすでに日本証券取引所1所のみである。取引員統制組合が各地支所ごとに設けられたのは旧取引所時代の取引員組合を母体としたからである。しかし「統制」の本旨が「日本証券取引所取引員の営む事業」に係るものであれば、個別の組合に分ける意味はなく、日本証券取引所の事業遂行との関わりが前面に出る。取引員統制会の理事長が取引員ではなく日証総裁となった道理である。

4. 証券統制会の設立

さらに戦局が深まり、昭和20年5月17日、大蔵省は行政機構の簡素化と並んで全国金融統制会に連なる金融統制団体の統合簡素化を図り、概要を発表した¹⁰⁶⁾。

- 1 全国金融統制会は日本銀行と表裏一体の運営、各業態別統制会理事長を参与に
- 2 特別銀行と、普通銀行・地方銀行・貯蓄銀行・信託の各統制会を統合、銀行信託統制会を新設
- 3 拡充庶民金庫に市街地信用組合・無尽各統制会を統合、庶民金融統制会を新設
- 4 日本証券取引所に取引員・証券引受会社各統制会を統合、証券統制会を新設
- 5 指定会員は資金統合銀行、商工組合中央金庫、恩給金庫、国民更生金庫、戦時金融

金庫、南方開発金庫の6

この結果、業態別統制会は11から、銀行信託・庶民金融・証券の新設3と、旧来からの生命保険・組合金融・損害保険の3の、計6となった。

この簡素化方針を受けて直ちに、昭和20年6月1日、日本証券取引所と（業態別の取引員統制会を構成する）取引員統制組合及び証券引受会社統制会の証券3団体は統合して証券統制会を形成した¹⁰⁷⁾。理事長は当然ながら日証総裁井坂であった。証券引受会社統制会が統合されたため、理事には東京・大阪の取引員統制組合理事長と並んで川島屋証券社長と小池証券社長の名が入った¹⁰⁸⁾。証券統制会の中核は「証券事業」の大半を把握する日本証券取引所があり、市場としては清算取引市場を集中した東京・大阪が中核であること、証券引受会社の中核は東京業者にあることを反映した役員構成である。これを以って業態別の証券統制会と取引員統制会は消滅した。戦末に成立した同会の活動は短期間で、戦後直ちに解散させられた（昭和20年9月30日）。僅か4ヶ月の命であった。

証券市場に係る組織の統制化は、昭和12年臨時資金調整法に基づく資金自治調整証券団の結成に始まり、翌13年証券引受会社協会の設立、17年金融統制団体令による証券引受会社協会の証券引受会社統制会への転換、そして18年日本証券取引所設立後に取引員統制組合の設立、19年日本証券取引所の全国金融統制会会員への追加指定、業態別取引員統制会の設立へと進み、最後に証券界として唯一かつ最高峰の証券統制会を形成して終わった。証券統制会の活動は戦末の非常事態への対応と、終戦直後に短期間ではあるが日本証券取引所再開を目指したところに意義があるのではないと思われる。

X. 市場の非常事態対応

1. 非常時証券対策

昭和19年6月中旬になると米軍がサイパン島に上陸、米軍機による初の北九州爆撃があり、日本本土が戦場となる可能性が濃厚になった。大蔵省は6月20日に戦時非常金融対策整備要領を発表し、空襲などの戦時災害に対する預貯金の支払いや応急資金供給対策などを打ち出した。日本証券取引所も急遽同日に非常時証券対策要綱を発表した¹⁰⁹⁾。

1 市場対策

- 1) 極力市場の閉鎖を避け、平常どおり立会を行うことに努める
- 2) 立会開始前に空襲又は空襲警報の発令があった時でも、市場・取引員店舗に著しい被害がない限り立会を行う。立会中であれば直ちに立会を停止し、警報解除30分後に再開する
- 3) 東京・大阪の一方で立会の延刻、停止又は休止をしたときには他方及び其他の市場でも原則同様の措置とする
- 4) 空爆等により市場が立会不能になったときには適宜の場所を仮市場として使用

2 価格対策

- 1) 価格の急激な変動を生ずるおそれある場合には、証拠金の操作、現品提供又は受渡期限の繰上げ、売買価格の制限等の方法により、安定に努める
- 2) 立会の全部又は一部休止等のため売買成立の値段がない場合には必要に応じ適正なる公定相場を決定、公表

3 受渡対策

- 1) 受渡開始前に空襲又は空襲警報の発令があったときでも極力実施
- 2) 受渡開始中に空襲又は空襲警報の発令があったときには、直ちに受渡を中止し、警報解除30分後に続行を原則とする
- 3) 空襲又は空襲警報の発令があったときには必要に応じ実物金融に適宜弁済期限の延期等を行う他

4 取引員対策

- 1) 実物金融の拡張、早受渡手形発行限度の拡張等金融的措置を講じる
- 2) 委託者取引関係を常時明確にし、委託証拠金の徴収を履行、資産の保全に努める
- 3) 空爆等により取引所建物又は取引員店舗に被害があったときには建物の共同利用等の方法を講じておく

5 その他 各市場ごとに「非常時市場対策協議委員会」を常置、臨機の措置を臨時協議決定

日本証券取引所市場は当初から「戦時対応」型¹¹⁰⁾であったが、この「非常時証券対策」は「非常事態に際して極力市場の閉鎖を避け、平常通り立会を行う」ことを掲げ、立会（あるいは受渡）開始前、あるいは立会（あるいは受渡）中に、空襲又は空襲警報の発令があったときに区分して非常に細かい対策を定めた。立会を中止したとしても数時間で元に復するというものである。注目すべきは価格対策であるが、これは次節で改めて考察する。空爆で取引所建物が被害を受けたときでも、別の建物を予め使用することを考えておくなど、あくまで取引を続ける体制を作ろうとしたことにはいささか驚かされる。

では本当に空爆を受けたときにはどうなったか。昭和19年11月24日、東京が初の空襲を受け

たため、東京市場は後場を臨時休会し、以後は空襲警報発令による臨時の立会休止が頻発することになった。20年3月10日には東京大空襲、同19日には大阪空襲と、20年には全国各地で臨時休会が相次いだ。支所の市場建物が全部（名古屋）あるいは一部（神戸、福岡）焼失したり、取引員店舗が焼失するなど種々のダメージを受けたが、最大の被災はもちろん8月6日の原爆投下による広島（全部焼失）であった¹¹¹⁾。19年半ばからは、非常時の至急電報、電話、電信暗号¹¹²⁾などについて要望が相次いだ。非常時証券対策に関して実務的に最も重要だったのは結局のところ緊急連絡の手段の確保にあり、各地支所市場を連携して構成している日本証券取引所全体の連絡が最優先で求められたのである。また8月には、市場に上場している建株会社に対する被災情報の提供要請も出された¹¹³⁾。

非常時市場対策協議委員会は「各市場ごとに常置」とされたが、その記録は日本証券取引所として（市場は東京中心、情報は全市場を付記）、第2回（昭和19年8月8日）から第15回（昭和20年2月17日）までを入手できたのみである¹¹⁴⁾。第1回は7月中かと思われるが、記録が無い。第2回のみは価格安定策を協議したが、非常事態に応じて臨機応変に開かれたその後の会合の主たる議題は警戒警報・空襲警報発令への上記要綱に沿った対応であった。警報から解除までが数時間、これが繰り返され、第15回以後は東京大空襲などで休会が相次ぎ、委員会どころではなくなったものと思われる。

昭和19年10月、11月には臨時事務簡素化研究委員会の決議事項も残されている¹¹⁵⁾。10月第1回には売買手数料（約定価格により日々計算・徴収を帳入価格により1ヵ月分まとめる）、取引税（帳入価格により算出）・有価証券移転

税（取引員に限り移転明細書の記帳省略）、清算取引の受渡（前日受渡認める）、実物取引の受渡（払込み期日当日より払込み済として取引など）、11月第2回には取引員統制組合員の申合せによる実物売買方法（株券分割の回避）、株式名義書換手続き代行の回避（人手不足）、取引員に取引所取扱銀行の当座預金口座を作らせ金銭受け払いを振替化するなど、戦時の特色を持ちながら一般的な事務合理化にもつながる措置が決議された。また取引所・証券業産業としては国民動員への対応も考慮せねばならなかった。日本証券取引所には戦時金融統制の下で一応大きな期待がかけられたとはいえ、証券業自体は臨時資金調整法の優先順位で下位にあり、不要不急業種の典型例でもあった。若い男性労働力は徴兵で戦地に取られ、あるいは国内で軍需産業・緊要業種に移転されて、証券関係で働く人間は不足した。これを補填するために女子の雇用割当の増大が期待された資料もある¹¹⁶⁾。

2. 株式価格安定

既掲の前々論文（上）に見たとおり、日本証券取引所法の目的は国策に沿って「有価証券ノ公正ナル価格ノ形成及価格ノ安定ニ任ジ且有価証券ノ流通ヲ円滑ナラシムルコト」にある。決して発行市場を無視しているわけではないが、法律の条文に表現されているのは流通市場における公正な価格の形成と価格の安定、円滑な流通である。法では明確に「価格の安定」という文言が使われたが、周知のように昭和18年日本証券取引所法以前にすでに16年8月の株式価格統制令及びその12月改正により株式価格の最低価格も最高価格も「政府が決定できる」ことになっていた。一度も発動はされなかったとはい

え同令は株式価格の上下動に政府による明確な制限を与えたものである。日本証券取引所法の「価格の安定」は統制令の意味したものにさらに明確な表現を与えた。「公正な価格の形成」は従来の市場でも（表面的には）当然の事柄であったが、新たな「価格の安定」機能は日本証券取引所に課せられた特異なものであり、戦末にかけては取引所の最大の機能に転化した。

自由市場では高い価格はむしろ歓迎されるが、低迷の継続は嫌われる。しかし高値はやがては崩壊し、低値もいつかは回復する。統制市場では当初は低値が恐れられて株式価格統制令で最低価格を政府が決定できることとされたが、太平洋戦争勃発後の高値も好まれず直ちに最高価格も政府が決定できることとされた。その後1年ほどは高値が継続し、統制令を発動せずに価格を抑制するために、昭和17年1月株式清算取引差益税新設の発表、同年7月生命保険統制会による売り出動指令報道と証拠金の引き上げ、同年10月大蔵省が取引所・取引員組合に実物取引の自粛要請、同年11月大蔵省が増資新株の株主割当制限発表と取引所に対する増配の自粛要望、同年12月「日本有価証券取引所法案要綱」発表、翌18年3月増資新株割当制限の実施（川崎重工業）、そして日本証券取引所設立直後の18年7月には株価抑制のために金融機関に持ち株を戦時金融金庫に譲渡させることを命じうる株式譲渡命令が出された¹¹⁷⁾。16年12月～18年7月の株価対策はすべて株価抑制のためのものであった。しかし、この後戦局の不利、統制の強化などから時局関連株式を中心に株価は低落傾向に入った。低値が続き取引が萎縮するのも困るので、18年11月には実物取引振興策で競売買が実施され、翌19年に入り2月には東京・大阪で実施されていた実物金融が全国市場

に拡大された。同年4月には投資信託に国民貯蓄組合加入による免税の特典が付与され、買い手としての投資信託優遇が明確にされた。前出の非常時証券対策が出されたのはこの後になる。

非常時証券対策に於ける価格対策は、非常事態がまだ弱い段階では立会・受渡対策の後塵を拝するが、非常事態が苛烈になると前面に出る性格のものであった。価格対策は、第1段階で価格の急激な変動を生ずるおそれがある場合には必要に応じて安定に努めるが、最も軽い措置として証拠金の操作、現品提供又は受渡期限の繰上げが考えられ、その上で次の措置として「売買価格の制限等」が上げられている。価格の安定とは価格変動を少なくする、さらには人為的に制限することであった。制限の方法には触れられていないが、価格統制令を発動する方法、すなわち政府が決定する方法と、取引所あるいは取引員統制組合・統制会などが決定する方法とがありえた。第2段階は立会が休止された結果売買成立の値段が無い場合で、必要に応じて「適正なる公定相場を決定し」公表する、となっている。どのような方法で「適正なる公定相場」を決定するのかは不明である。価格統制令では一応市場価格が連続して公表されている状況を想定しているのに対して、市場休止状況からいかなる公定相場を引き出すつもりであったのか不可解である。さらに価格安定のために、「取引員が自治的に不当なる価格による場外取引をしないよう」自粛が求められた。どのような場合に「自治的に」「場外取引」を行う選択がされるのかは不明であるが、価格低落対策としては管理されない売り投機を予想したのであろう。

現実にこの後取られた価格対策はどうであっ

たか。昭和19年7月15日には東京・大阪両取引員統制組合は適正株価維持申し合わせを決議した。8月には東京市場で戦時金融金庫が挺入れを行い、生命保険や投資信託が買い出動するなどで、市況は回復し、年末までは堅調であった¹¹⁸⁾。官ではなく民の案としても19年8月株価安定策(源泉課税への変更、株式担保金融の緩和など)が出された¹¹⁹⁾。なお債券については20年1月1日に大蔵省は取引値段の一本化を指令し、市場価格はほぼ固定された。東京市場にとって決定的な転機となったのは昭和20年3月10日の東京大空襲である。同日、戦時金融金庫は前日の価格(3.9価格)をもって無制限に買い支えることを決定した。市場が再開したのは3月17日で、戦時金融金庫の無制限買い支えにより諸株は一斉に反発し、以後人為的な操作の上に8月まで一高一低状態となった。間で、5月1日に戦時金融金庫は株価挺入れ値段を引き上げている。同金庫の大阪市場に於ける買付受渡資金の支払に関しては日銀も特別扱いを講じた¹²⁰⁾。

日本証券取引所より1年早く、昭和17年に設立された戦時金融金庫は業務の一部に株価挺入れ機関であった日本協同証券株式会社(昭和16年3月設立)の業務を「証券部」として継承しており、戦時金融金庫法第1章総則第1条は「戦時ニ際シ……………必要ナル資金ニシテ他ノ金融機関等ヨリ供給ヲ受クルコト困難ナルモノヲ供給シ併セテ有価証券ノ市価安定ヲ図ルコト」を目的として掲げた¹²¹⁾。平時とは異なった戦時の特別な資金供給と並んで同じく平時とは異なった戦時の特別な有価証券の市価安定が当初から主要な業務となっていたのである。18年初頭の日本証券取引所法案の審議では、当然に同取引所市場における「価格の安定」機能はまず

この戦時金融金庫が担うこととされ、状況に応じ必要であれば日本証券取引所自らがその機能を持つという順序で考えられた¹²²⁾。現実には、戦時金融金庫を中心に、新規資金を吸収して運用する役割の生命保険会社・投資信託が活用され、最終段階で日本証券取引所自らが市場に登場した。戦時金融金庫の証券部（株価安定のための操作買い）と投資部（投融資目的）の有価証券保有額は終戦時に各11億5600万円、3億7600万円、合計で16億6300万円に上った¹²³⁾。大半は株式である。株式保有額は18年3月末を100とすると、19年3月末に398、20年3月末に700、同年9月末には1257と戦末にかけて激増した。

「従来戦時金融金庫の為し居りたる市場操作は今般之を中止せしめ貴所をして有価証券市場に於ける売買取引を為さしむる」ことという大蔵省金融局長通牒（蔵融第49号）が出されたのは昭和20年6月30日であった。これにより日本証券取引所市場における売買操作は戦時金融金庫から日本証券取引所自体に移された¹²⁴⁾。7月2日以降の日証買い出動で諸株は反発した。7月2日から8月9日までの買い出動で、前論文（中）に見たように有価証券売買取引事業特別会計の出した損失金は一般会計の年度中損失金の倍以上に上った。

市場における価格維持を市場機能の最優先事項と考え、戦時金融金庫のみならず最終的には取引所自らがこれを行ったことは、日本証券取引所の宿命というべき根幹の活動であった。価格維持はそれまでの自由市場における株式会社組織取引所も行い、それによって自ら自由市場を殺してきたのであるが、統制市場であれば「市場を殺す」ことを恐れる必要はない。すでに死んでいる市場の形骸を凍結保存するための

手段のようなもの、とまでいえば言い過ぎだろうか。価格維持により温存された市場はきわめて狭隘な、伝統的トレーダーと戦時資金を吸収した生命保険・投資信託を参加者とするものであった。当時ドイツ市場の統制化については知られていたようで、取引は少なく、価格の高騰制限があり、あまり実質取引がない市場のモデルとなっていたようである¹²⁵⁾。もちろん戦時下の市場は戦後市場に直接継続するものではないが、日本証券取引所市場の特異な性格は取引所と取引員（証券業者）に、そして何より行政の思考法の中に株価維持こそが「市場の温存」方式であることをインプットし、底流として脈々と流れさせたものではないだろうか。

3. 清算取引の一時中止

他方で日本証券取引所は戦時最後の段階で新規清算取引を中止した。まずは昭和20年6月11日に日証内部で期限を45日とする清算取引の臨時措置案（短縮・簡素化案）が検討された¹²⁶⁾。しかしこれが実施（7月1日以降）に至る以前、6月30日に大蔵省は「清算取引の一時中止に関する件」を発表した¹²⁷⁾。日証内部の案より進んで、日本証券取引所が「人手不足其他の状況に鑑み」「取引員の意図をも斟酌し」、7月以降一時清算取引の新甫立会いを中止することになった、との発表である。本来ならば7月1日から9月限の立会が始まるところを一時中止し、この後は7月限・8月限の立会と残存建て玉の処理が行われた。実物取引は引き続き行われた。前出のように、同時に市場における価格安定のための売買取引業務は戦時金融金庫から日本証券取引所に移管された。移管に関する6月26日大蔵省案¹²⁸⁾では、この措置は従来の戦時金融金庫の買い出動活動が膨れ上がり処理

が困難になったこと、及び「今後市場閉鎖の場合に於ける日証の株式換金及び株価維持機関への機能転換をも考慮」したものであった。もっとも日証市場は8月10日に臨時休会した後、再開はならなかったため、日証が「株式換金及び株価維持機関へ」機能転換することはなかった。証券取引所を株式換金機関として捉える思考法は別途高橋亀吉にもあった¹²⁹⁾。株価維持を突き詰めると個別銘柄に各「公定相場」を設定し、市場が閉鎖したとしてもこの価格により全国の代理市場（指定銀行・郵便局等の窓口など）で換金できるようにする方式も考えられる。高橋の考えたことがこれで、市場の否定、価格変動資産としての証券の否定であった。新規清算取引の一時中止は時間がたてば清算取引全体の消失につながるから、大蔵省の求めた「換金・株価維持」の文言は実態としては実物取引株式の預金化に限りなく近かったといえるのではないか。

4. 大蔵省による市場の臨時休会措置

昭和20年8月9日、大蔵省はソ連参戦の報で翌8月10日以降の日本証券取引所全国市場の臨時休会を発表した。すでに8月6日に広島への原爆投下で日証広島支所は焼失、9日には長崎に原爆が投下された。市場が閉鎖された8月10日には御前会議がポツダム宣言受諾を決定し、15日には受諾が発表されて太平洋戦争は無条件降伏で終了した。戦時下にはむろん市場の再開はなかった。したがって8月9日の価格（8.9価格）が日本証券取引所最後の株式価格となった。

その後は終戦後3日目の8月18日に清算・実物取引の残存建て玉処理の細目を決定¹³⁰⁾、これに基づいて20日から実物取引の受渡を開始し

た。25日には清算取引当限の棒値を軍需株は3.9価格に、民需株は8.9価格に比して若干の下値と決定した。8月28日に残存建て玉の清算・受渡は完了した。

XI. 日本証券取引所の出版物

1. 日本証券取引所統計月報

日本証券取引所統合以前の各株式取引所は何らかの「日報」「月報」「年報」類を発行していたが、統合に伴いこれらはすべて廃止された。基本になる取引関係の統計は『日本証券取引所統計月報』として昭和18年7月号（内容は東京株式取引所の6月分）から20年3月号（内容は19年11月分、一部に12月分）までの間公刊された¹³¹⁾。これ以前、東京株式取引所が出していた『東京株式取引所統計年報』（昭和8年No.1～昭和17年No.10）の昭和18年版は『日本証券取引所統計月報』の昭和19年9月号の臨時号に収録されている。同『統計月報』は第1号（昭和18年6月分）から第19号（昭和19年11月分）まで刊行された。最後の号の末尾に「都合により昭和19年11月号から昭和20年2月号までを休刊とし」という注意が付いているが、第18号（昭和19年11月号）が無いと号数が合わない。

以下に日本証券取引所として初の「7月分」統計月報の構成を掲げる。

月中市況、本邦有価証券取引概観
株価指数（価格指数・数量指数・流通代金指数・花形株価指数¹³²⁾）

事業別価格指数、有価証券利回り

本邦有価証券時価総額、清算取引上場株式時価総額

清算取引取組高、証券金融、早受渡高

相場表（株式清算取引・短期取引・実物取引、債券長期取引・実物取引）

売買高及び受渡高（株式、債券）、売買手数料

満州証券取引所の部

外国証券取引所の部（ニューヨーク、ドイツ、ニューヨークのブローカース・ローン）

最後の第19号では総じて内容がコンパクトになったが、外地取引所の部は満州証券取引所に加えて朝鮮証券取引所と大連株式商品取引所が入った。海外証券市場ニュースはベルリン、ニューヨーク、ロンドンの株価指数、代表銘柄株価、公債価格など、最後に株式上場要録（資本金変更、取引開始、上場廃止、上場株数増加、旧株式併合、取引一時中止、取引再開、予約売買開始、商号変更、新株落ち、新株式払込徴収など）が掲載された。

相場表については、当初各支所の相場（最高、最低、平均）を個別市場ごとに掲載していたが、実物取引の場合昭和19年3月号から各銘柄の前に（ ）内に市場を示す数字を入れて表示し、東京市場には無表示とした。これでページ数が半減した。

2. 日本証券取引所調査月報

戦前期に調査月報を出していた株式組織取引所は少ない。最大のものはやはり東京株式取引所の『調査彙報』（大正15年～昭和18年）であり、これを引き継いだのが日本証券取引所『調査月報』（昭和18年7月第1号～昭和19年3月第9号）¹³³⁾であった。日証設立以来9ヶ月だけではあるが、興味深い調査資料等が掲載されている。第1号は冒頭に日証開所式における大蔵大臣訓示及び総裁告示を掲げ、それ以下の内容分類は9号までほぼ同じである。

証券経済概況（前月中）

論説、研究・資料、判例

会社調査（実物新規上場）

時事（証券関係法令・告示、日証定款・規則類、関連法令）

他（海外経済事情・証券相談・重要新法令・取引所関係記事）

論説・研究・資料等には伝統的な取引所理論の他、日本証券取引所の活動自体についての論考がいくつかあり興味深い。

3. 『経済新誌』及び『日本証券新聞』

昭和19年3月末に『調査月報』などの定期刊行物を統合改題して5月1日創刊されたのが『経済新誌』である¹³⁴⁾。統合されたのは『調査月報』の他、『経済日報』他数種の定期刊行物（創刊号「統合改題の辞」となっているが、「他数種」については記載が無い。おそらく各支所が旧来から発行していた日報類であろうと思われるが、これらは同時に発刊された日刊の『日本証券新聞』の方に引き継がれたと見るべきであろう。日本証券取引所理事・調査部長寺崎英雄の「統合改題の辞」によれば「出版物の戦時体制は資材の窮屈化に対応する単なる営業統合に意味があるのではなく、『簡素強化』の大方針を体して一新された性格を持つ」として、定期刊行物発行者の一つとして光栄にも選ばれたのは日本証券取引所の公益的性格、財界指導性が期待されたのであり、「有価証券取引方面に重心を置く雑誌ではあるが、気宇と理想はあくまで一般財界指導、模範的な新経済雑誌たらんことを目標とする」ところからこの誌名になったようである。編集主幹は元ダイヤモンド社重役の原祐三であり、主として『調査月報』を引き継いだとはいえ性格は少しく異なる

ることになった。筆者の分析はここまで専ら「市場」性に焦点を当ててきたが、『経済新誌』創刊に託された財界指導性への期待は（果たして充足されたかは別として）それなりに注目しておきたい。

『経済新誌』は月2回発行で、主張、決戦論策、時事提題、経済時報その他のほか、当初は「決戦体制下の取引所政策」(19・5・1号)、「適正株価設定の検討」(19・5・15号)のような特集が組まれた。しかしやがて決戦体制下の食糧対策、財政問題、大東亜の金融問題などへ論調は拡散していく。昭和20年は1月に1号・2号、9月15日に5号の存在が確認されている。3月の東京大空襲を考えると、おそらくは2月に3号・4号が出されて後、中断したのではないか。9月～11月は月2回で復刊したが、12月と翌年1月は各合併号を出して終わった。『経済新誌』は市場が大蔵省により臨時休会されて半年、占領下にGHQにより取引所の再開が禁止されて5ヶ月、昭和21年1月合併号をもって廃刊された。廃刊の後、東京の経済新誌社が昭和21年4月から昭和41年11月まで『経済新誌』を発行した。

『経済新誌』と同時に発刊されたのが『日本証券新聞』である(昭和19年5月4日創刊¹³⁵⁾)。建て前は日刊だが、実際には週3回(火、木、土)発行であった。発刊の基本精神は『経済新誌』と同じところにあるが、こちらは「迅速な報道、正確な資料の提供」に重点が置かれた。戦末期の市況はこれで一応確認できる。『経済新誌』が廃刊された後、昭和21年5月1日に『日本証券新聞』は発行者を日本証券取引所から東京取引員協会に変え、さらに同年10月1日に日本証券新聞社が独立して、現在に至っている。戦後、日本証券取引所市場が再開されな

かったため、市況報道機能は無意味になり、しばらくは戦時最後の8・9価格を掲載してきた。昭和20年末以降現実の市場が集団取引の形を取って存在するようになったため、日本証券取引所から離れ、さらに独立して、その市況報道に機能転換したのである。

XII. 日本証券取引所の解散

1. 戦後市場改革への道程

戦後、日本証券取引所市場はついに再開されることなく、市場機能を果たさないまま1年8ヶ月を経過して、昭和22年4月に解散に至った¹³⁶⁾。戦後市場改革の青写真には日本証券取引所の存続が書き込まれる余地はなかったのである。

昭和20年9月の段階では大蔵省が臨時休会を宣した市場は再び大蔵省が命令、宣言すれば再開することができると思われていたが、GHQによる9月25日付「取引所再開禁止覚書」でその確信は打ち砕かれた。しばらくは「取引所再開運動」が目指したのは日本証券取引所市場の再開であったが、やがてそれも難しいことがわかり、新取引所市場の構想とは別に日本証券取引所自体の今後をどうするかという問題が生じた。戦勝を前提とした立法者の主観¹³⁷⁾は別として、戦後の市場改革には戦時下の日本証券取引所法を生かす道はないとすれば、同法は廃止され、日本証券取引所は解散するしかない。取引所としては解散するとしても、何らかの形で組織を転換、変身させて新たな機能を持たせることは可能か。いろいろ検討されはしたが、結局、日本証券取引所の取引所としての存続、その他の更生案¹³⁸⁾はすべて不可能となり、後節

に見るように解散に決定した。

2. 日本証券取引所有価証券売買取引事業特別会計の閉鎖

昭和20年9月30日、GHQ「外地銀行、外国銀行及び特別戦時機関の閉鎖に関する覚書」で、他の28機関とともに戦時金融金庫は閉鎖機関とされ、即座に営業停止となった。株価安定のための株式買入れに携わった日本証券取引所の有価証券売買取引事業特別会計は遅れて同年12月6日付大蔵次官通牒で同様のGHQによる閉鎖の指令（12月5日付）を受けた¹³⁹⁾。翌21年6月9日GHQ命令により同特別勘定を閉鎖機関保管人委員会の管理に移すこととなり、6月19日付大蔵・司法省令第4号に基づき、6月21日大蔵省理財局長から移管を命じられて、7月15日をもって同委員会に引き継がれた。引き継がれた有価証券は内地株495万2520株（2億6203万余円）、外地株26万5878株（1383万余円）であった¹⁴⁰⁾。

3. 日本証券取引所の解散等に関する法律

昭和22年3月に議会で提出された証券取引法は新たに全国に会員組織の証券取引所を設立させるものであり、同時に日本証券取引所の解散等に関する法律が提出された。議会としては新法を理解することが先決で、同じ委員会に出された日証解散法についてはほとんど議論されなかった¹⁴¹⁾。提案理由は旧来の取引所は「存続を要しないこととなりますので、之を急速に解散致します為」と単純明快であった。法の構成は以下の通りである。

第1条 日本証券取引所法の廃止

第3条 日本証券取引所の解散

第4条 清算人は、日本証券取引所の役員または役員であった者以外から裁判所が選任

第5条 清算は裁判所が監督

第9条 清算人の作成書類が裁判所に提出されたときから6ヶ月以内に、出資者が異議を述べなかったときは、清算人の責任が解除される

第10条 日本証券取引所は、清算の実行上必要があるときは、出資者の半数以上であって資本金額の半額以上に当る出資者の同意を得て、その財産の一部を出資して、不動産の賃貸を主たる目的とする株式会社を設立することができる

第11条 残余財産は株式ごとに出資の口数に応じて出資者に分配する。分配に適しない数の株式又は政府、戦時金融金庫若しくはその出資額が日本証券取引所の資本金額の百分の一以上に相当する金額を超える出資者に分配すべき株式については、株式を処分して得た代金の交付による。

特徴は以下の諸点にある。

- 1, 主務官庁の監督の下に行わず、裁判所に委ねる
- 2, 不動産を個別的に分散処分することなく、新設の不動産会社に移し、日本証券取引所の出資者が不動産会社の株主になる道を開く
- 3, 証券保有民衆化の見地から大出資者への分配は株式の公開処分の代金とする
- 4, 戦時中、政府の命令により株価操作のために行った梃入れによる保有証

券及びそのための借入債務は、日本証券取引所に属しないものとして、閉鎖機関保管人委員会が管理する

第4項(筆者)により昭和20年度赤字部分の約3分の2が分離されたため、組織解散時の負担はかなり軽くなった。この特別会計の清算は昭和32年5月2日によろやく終了した¹⁴²⁾。日本証券取引所の解散等に関する法律(昭和22年法第21号)は3月28日に公布され、4月16日に施行された。日本証券取引所は同日解散し、清算手続きに入った¹⁴³⁾。清算人は作間耕逸(代表、弁護士)、島居庄蔵(代表、日銀出身)、村山一馬(日証社員代表)、秋山賢造(弁護士)、山中力松(日証出資者代表)の5名であった。村山は日証設立当初の職制では業務部次長(参事)であり、理事以上の役員が清算活動に加われない状況では日証を代表して参加した立場であった。また山中は最も積極的な出資者であり、彼を約4万人の出資者代表として清算人に加えることは日証解散と不動産会社設立の過程を円滑にするには必須であったのだろうと思われる¹⁴⁴⁾。不動産会社設立は7月15日までと限られ、驚くべき短期間で行われねばならなかった。日証解散以前から準備が進められ、5月24日にはすでに出資者の同意が人数・出資口数ともに過半に達した。前論文(中)で触れたように、公益性の強い戦時組織としての日本証券取引所においては、最大出資者である政府を除く一般出資者の立場は確定利付き証券保有者のそれに近かった。取引所運営に関する発言権はまったくない代りに政府保証の付いた確定利子を楽しむことができ、かつ証券の流通性を確保されていた出資者は、戦後、組織の解散に当たって初めてその決定権の鍵を握ることになったのである(前出解散法第10条)。

4. 平和不動産株式会社の設立

日証清算人は解散法第10条に基づき旧日証解散価格1億2700万円で評価額6700万円(53%)の旧日証立会場施設等を昭和22年7月1日に現物出資し、平和不動産株式会社を設立した。会社設立登記は7月15日である。1株は額面50円、発行株式数は134万株で、旧日証がただ1人の原始株主となった。日本証券取引所の東京市場建物及び本館は昭和21年6月30日にGHQに接収されたが、昭和23年1月29日に(平和不動産に対して)接収が解除された。

昭和22年7月14日、SCLCは突然に政府所有の日証出資証券の放出を発表した¹⁴⁵⁾。日本証券取引所はすでに解散して清算中であるが、その出資証券は新・不動産会社株式割当ての基礎になるため集団取引市場における売買が継続していた。前出解散法第11条により、4分の1の政府保有分等、及び1%以上保有分については保有継続を認められなくなったため、まずは政府保有分を市場に売却したのである。これを何とか証券業者保有にしたかった証券界は焦ったが、売出しは好調で、3分の2が証券業者、3分の1が旧日証出資者、若干が旧日証従業員に割り当てられた。これを含めて旧日証出資証券保有者に対する平和不動産株式の割当は1対0.335の割合で11月1日に行われ、12月26日に株券が交付された。出資者への清算分配は1口に付き第1回10円、第2回5円の計15円であり、出資者に損失は無かった。平和不動産株券は集団取引市場で取引された。11月1日の上位10株主は証券会社8、個人2である。昭和24年5月15日、翌日の取引再開直前に、東京(市場館)、大阪(市場館)、名古屋取引所に証券ビルの賃貸しが開始された。翌16日の再開市場最初

の上場銘柄には平和不動産の株式が入った。日本証券取引所の清算が終了したのは昭和24年7月30日である。

旧日本証券取引所の現物資本と証券資本は以上のように処理されたが、旧所員は話が別である。日証は営業を停止したまま解散し、新取引所設立は遅延したため、残された旧所員達（昭和20年12月職員843名、休職者176名）は新設の持株会社整理委員会や集団取引の管理・受渡を開始した東京証券（後の日本証券金融）などに職を求めて待機した。昭和22年11月18日には東京証券協会が旧所員の人員整理を決議した。旧所員で平和不動産設立を担当した者の多くは昭和23年2月1日同社に正式に移籍した¹⁴⁶⁾。各地に新取引所が設立、営業開始するに当っては旧所員がある程度復帰できたと思われる¹⁴⁷⁾。

平和不動産は旧取引所市場施設の新取引所への賃貸し業務を主たる業務とし、現在に至る。新設の札幌証券取引所には関係がない。また、広島と新潟は後に建物から転出、神戸は解散、近年は取引所の統合があって、2006年の現在は東京、大阪、名古屋、福岡の証券取引所に建物賃貸しを行っている。

結び—日本証券取引所の歴史的評価

日本証券取引所の成立には明治期以来数十年に亘る取引所制度改善論の、意図せざる到達点という側面がある。意図された到達点は農商務省・商工省系列の取引所行政が一貫して打ち出してきた会員組織取引所への転換、および取引所取引制度の投機色を薄め実物取引市場・投資市場へ転化させるものであった。しかしこの意図を準戦時体制までに実現することはできず、

太平洋戦争開戦必至の状況下で近い将来を見越した戦時金融統制政策の一環として抽象的に構想されたものが、開戦後1年の後に大蔵省管轄下に法案として出され、日本証券取引所として結実したのである。平時の、商品取引行政と同レベルの、全国に散在する株式会社組織の株式取引所行政から、戦時の、商品取引行政とは分離して独立した証券取引行政に転換し、かつその中核となる取引所組織は特別法出資法人である唯一つの取引所に旧株式会社組織の取引所のすべてを統合するものであった。会員組織化という意図からすれば、日本証券取引所はこれを通り越してもはや別の組織基準に基づく準国家組織にまで進められたものである。従来商品取引と同列に取締り対象とされた取引所取引制度の投機色を薄め、実物取引中心の市場とする意図からすれば、株式組織取引所株式の大半が消滅し（特別法出資法人である日本証券取引所への統合で国内取引所株式は消滅、外地取引所は残る）、短期清算取引の廃止と相俟って投機化しやすい取引及び取引所制度は消失した。長期清算取引は東京・大阪にしか残されず、市場の実物取引化が政策的に誘導された。結果として確かに投機色を薄める意図は達成されたが、その成功の最も大きい要素は実際には証券取引全体の衰弱にあったというべきであろう。

取引所制度改善議論が意図しなかった点では、組織の性格と大きく関る点でもあるが、日本証券取引所市場の中心課題に価格の安定が掲げられたことに注目すべきである。旧来の制度改善論は取引所組織及び取引仕法の点で制度的に投機色を薄めることを掲げてきたが、市場の自由性は自明の前提としてきた。しかし、日本証券取引所が公共的な組織として性格づけられた結果、法の目的は「国民経済の合理的運営」

の上位に「国家目的」すなわち戦争遂行を置かざるを得ず、最終的には戦時金融金庫の行ってきた株価安定・維持の機能を取引所が引受けることになった。市場はほぼ最後の最後まで、すなわち昭和20年8月9日、終戦の1週間前まで開かれてはいたが、そこで行われた取引は大半がこの株価維持のための実物取引（日証自身が無制限に買手となる）であった。市場というものをどう考えていたのか、市場論としてはどうにも半知半解という感がある。実勢に応じた流通取引を体現する市場はないにもかかわらず、あるていどの（公表を許容しうるレベルの）価格を公表する（戦前法規の用語では公定価格を公表）という点で、市場の機能は「統制価格の公表」と「売り希望は叶えられる」ところにあったといえる。市場の閉鎖は選択肢に無かったようだが、それにしてもなぜここまで「安定価格の公表」に拘ったのかは理解に苦しむところがある。戦局が敗勢濃厚となり、しかしそれを価格の低下で表現したくなかったことは理解できるとしても、証券価格の国際的表示はもはや行われておらず、国内的にも一般国民が戦火の下で株価の放送に耳を傾けたとも思われない。唯一理解しうるとすれば、戦時下の株式保有・投資層であった生命保険会社・投資信託などに保有証券の資産としての「安定価格」を示す必要があったということかもしれない。他方で巨額の赤字国債発行は保有面では取得価格による表示が認められていたのだから、それに対応する措置として株式には「安定価格の公表」が考えられたということであろうか。もっともこれを証する文書資料はない。

戦後60年を経て、日本証券取引所の活動全体を見直すとき、制度改善論議の意図したものと、意図しなかったものの双方を、戦時体制と

いう非常事態の作用を考慮しつつ確認することは、日本型市場を理解し、市場論を深化させる上に有効ではないかと考える。株価対策の要望は証券業者の中から強く出ていたこと、その「市場の声」を行政が政策に転化させるに当たって、金融統制という媒介項が大きな役割を果たしたであろうことなど、今後の課題としたい。

注

- 99) 日本銀行条例第14条（兌換銀行券の発行）は日本銀行法第29条（銀行券の発行）に変わった。『日本銀行百年史』資料編所収。
- 100) 金融統制団体令は『昭和財政史』XI、金融（下）所収。
- 101) 昭和19年大蔵省告示第264号、日本証券経済研究所『日本証券史資料』戦前編第四巻、六一二一（73）。
- 102) 昭和19年大蔵省告示第265号、同書、六一二一（74）。
- 103) 日本銀行と全国金融統制会との関係は、『昭和財政史』XI、金融（下）、p. 27。
- 104) 取引員統制会については、前掲『日本証券史資料』、六一二一（75、76、79～82）。
- 105) 取引員統制会役員氏名は、前掲『昭和財政史』、資料編、p. 701
- 106) 簡素化の概要は、同書、287—288頁
- 107) 証券統制会については、前掲『日本証券史資料』、六一二一（108,110）。
- 108) 資料ではこうなっているが、すでに小池証券は山一證券に（18年9月30日）、川島屋証券は日興証券に（19年3月31日）になっている。日本証券経済研究所『証券年表』（明治・大正・昭和）。
- 109) 「非常時証券対策要綱」は、前掲『日本証券史資料』、六一二一（78）。
- 110) 日本証券取引所法の「目的」の実質、及び「証券取引所の臨戦体制」『日証調査月報』第1号、第2号、参照。
- 111) 空襲下の市場の臨時休会については、『証券年表』及び「非常時市場対策協議委員会記録」、前掲『日本証券史資料』、六一二一（92）、参照。20年3月以降については正確に把握できない。市場建物の被災状況については、福岡証券取引所『十年史』、名古屋証券取引所『名古屋証券取引所三十年史』及び平和不動産作成資料「平和不動産株式会社設立の経緯」（平成元年2月）による。
- 112) 至急電報、電話、電信暗号については、前掲『日本証券史資料』、六一二一（84、85、86、89）。
- 113) 建株会社への協力要請については、同書、六一二一（90）。
- 114) 「非常時市場対策協議委員会記録」は、同書、六一二一（92）。
- 115) 「臨時事務簡素化研究委員会決議事項」は、同書、六一二一（97）。
- 116) 日証による女子の割当数拡大申請については、前掲

- 『日本証券史資料』、六一二一（94）。
- 117) 株価抑制を助けた施策はいずれも『証券年表』による。
- 118) 同前。市況は『日証統計月報』参照。日本証券取引所と東京取引員統制組合が株式を折半保有した東京証券株式会社（旧東株代行）が株式操作を行ったとされる。東京証券取引所『東株、日証の歴史』参照。
- 119) 民の株価安定策は、前掲『日本証券史資料』、六一二一（91）。
- 120) 戦時金融金庫の買付資金金融については、同書、六一二一（103）。
- 121) 戦時金融金庫法は、『昭和財政史』XI、566～575頁
- 122) 日本証券取引所法の審議経過は、『日本証券史資料』戦前編第三巻所収。
- 123) 戦時金融金庫の有価証券保有額は『昭和財政史』XI、322～323頁。閉鎖機関整理委員会『閉鎖機関とその特殊清算』には証券部と投資部に区別された数字は無い。
- 124) 昭和20年6月30日蔵第49号は、前掲『日本証券史資料』戦前編第四巻、六一二一（114）。
- 125) ドイツ市場については「ドイツ株式統制の現状」『日本証券取引所調査月報』第4号などで、政府による事実上の最高価格決定の状況と知られていた。証券先物取引の禁止がどこまで認識されていたかは不明である。
- 126) 日証内部の決定については、前掲『日本証券史資料』六一二一（109）。
- 127) 大蔵省発表は、同書、六一二一（115）。
- 128) 移管に関する大蔵省案は、同書、六一二一（112）。
- 129) 高橋亀吉「株式不安の機構的原因を重視せよ」『高橋財界月報』昭和20年7月号。
- 130) 8月下旬の建株処理については「清算実物建株処理要綱」『日本証券史資料』戦後編第五巻、———（2）。
- 131) 当研究所証券図書館所蔵の現物は4、5、9、13、18号を欠き、国会図書館所蔵は1、8号を欠く。
- 132) 花形株価指数は東京株式取引所時代のもの。日証市場にはない。
- 133) 『調査月報』コピーは証券図書館所蔵。
- 134) 『経済新誌』第1巻（昭和19年、1～11号）コピーは証券図書館所蔵分による。第2巻（昭和20年、1、2、5、6、8～10号）及び第3巻（昭和21年、1号）は東京証券取引所所蔵（目次コピーのみ当証券史資料編纂室所蔵）である。
- 135) 日刊『日本証券新聞』発刊に関しては、『日本証券史資料』戦前編第四巻、六一二一（67）、発刊の趣旨は『経済新誌』第1巻第1号末尾に掲載されている。マイクロフィルムで国会図書館、日本証券新聞社に所蔵されているが、欠号が多い。
- 136) 日証解散までは、『日本証券史資料』戦後編第五巻、一一三参照。
- 137) 日本証券取引所法の審議経過は『日本証券史資料』戦前編第二巻所収。戦勝後の日本証券取引所のイメージは日本帝国を覇権国とする大東亜共栄圏の複数取引所を統括する頂点に立つ組織であったが、具体的には描かれていない。
- 138) 日本証券取引所の転換、更生案は、民間会社として取引所附属の助成会社案、建物会社案、金融会社案、証券会社案、特殊法人として新取引所に転換、などである。『日本証券史資料』戦後編第五巻、一一三参照。
- 139) 昭和20年12月5日付GHQ指令は、同書、一一三—（14）。
- 140) 引継ぎ有価証券は、閉鎖機関整理委員会『閉鎖機関とその特殊清算』、p. 529参照。
- 141) 日本証券取引所解散法の議論は『日本証券史資料』戦後編第1巻所収。貴族院では新設不動産会社は各地に設けてもよいのではないかとの質問に「出資者の意志は尊重するが、1つを目標にする方が無難」と政府回答、衆議院では裁判所に委ねる理由を問われ「すでに終戦直前に一切の取引機能を停止している実情のため」と回答された。
- 142) 東京証券取引所『東株・日証の歴史』、63頁。
- 143) 清算手続き・経緯は平和不動産作成資料「平和不動産株式会社設立の経緯」、『平和不動産四十年史』による。
- 144) 山中は昭和21年5月ごろに「日証出資者各位に急告」とする決議を「日証出資者有志倶楽部責任者」として出している。『日本証券史資料』戦後編第五巻、一一三—（34）。いわゆる「特殊株主」だったようで、平和不動産設立時から昭和27年5月まで監査役にもなった。前掲、平和不動産作成資料。
- 145) 前掲、平和不動産作成資料。
- 146) 日証所員のその後については、『証券年表』、前掲、平和不動産作成資料による。
- 147) 経験者を雇用しないわけではないと思われるが、『東京証券取引所十年史』『大阪証券取引所史』などには特に触れられていない。

（当研究所主任研究員）